

# 与謝野町 下水道事業経営戦略



令和8年3月  
与謝野町上下水道課



# 目 次

はじめに	1
1. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 将来の事業環境	6
(1) 処理区内の人口予測	6
(2) 有収水量の予測	6
(3) 使用料収入の見通し	7
(4) 施設の見通し	8
(5) 組織の見通し	8
3. 経営の基本方針	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	9
(1) 投資・財政計画（収支計画）	9
(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明	9
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組概要	10
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	10

# はじめに

## 1 経営戦略改定の背景

下水道は、公衆衛生の向上及び都市の持続的かつ健全な発展に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことができない重要な都市基盤施設です。

本町では、国土交通省所管の公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業と農林水産省所管の農業集落排水事業を実施しています。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業については、昭和60年度に事業着手して以来、順次整備を進め、令和6年度末には下水道普及率は99%に達しています。

また、農業集落排水事業については、平成11年度に事業着手し、平成23年度末に完了しています。

本町の下水道事業は、「維持管理・改築更新」の時代へと移行している中で、今後の状況は、人口減少・少子高齢化の進展などにより有収水量が減少し、下水道事業の経営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

平成31年1月に総務省通知で「公営企業会計の適用のさらなる推進について」により、法非適用企業に係る公営企業会計の移行を重点的に取り組むことへの通知を受け、与謝野町では令和6年度に公営企業会計となりました。

令和4年1月には「経営戦略の改定推進について」が総務省から発出され、経営戦略の見直しを行うことが求められている中で、公営企業化したことにより、平成30年度に策定した「与謝野町下水道事業経営戦略」を新たな経営戦略として見直しを図ることとし、公営企業会計の特徴であるより精緻な経営分析に基づく将来見通しなどを反映した経営戦略に改訂を行いました。

## 2 経営戦略の計画期間

この経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間です。

## 与謝野町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 与謝野町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度(30年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)
処理区域内人口密度	23.95人/ha (処理区域面積801.10ha) ※令和6年3月末現在	流域下水道等への 接 続 の 有 無	宮津湾流域下水道へ接続
処 理 区 数	3区(公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水区域)		
処 理 場 数	農業集落排水事業として2施設(椿の里浄化センター・大虫の里浄化センターにて処理を行っている) 京都府宮津湾流域下水道事業として1施設(京都府管理の宮津湾浄化センターにて処理を行っている)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	宮津湾流域下水道へ接続している。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	現行では、水道使用量を算定基礎とする従量制を採用している。 使用料(消費税別)は、基本料金(1か月当たり8㎡まで1,350円)と超過料金(60~207円/㎡)により構成されている。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用と同一の使用料体系となっている。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	特になし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度	3,355円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度	3,849円
	令和5年度	3,355円		令和5年度	3,708円
	令和4年度	2,954円		令和4年度	3,401円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和7年度現在の職員数は正職10名、会計年度任用職員3名の計13名で内訳は図1のとおり。本町の下水道事業は上下水道課が所管している。上下水道課は、水道事業及び下水道事業の効率的な運営に資することを目的として、平成27年度の機構改革により水道課と下水道課を統合し、設置された組織です。 ※下水道事業は令和7年4月現在、事務3名、技師1名の合計職員数4名で業務に従事しています。
事業運営組織	<p>〈図1〉</p> <p>※上水道・下水道の振り分けについては、予算区分とする。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプの点検・維持管理業務 農業集落排水事業の処理場・マンホールポンプ等の維持管理業務
	イ 指定管理者制度	実施していない
	ウ PPP・PFI	実施していない
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していない

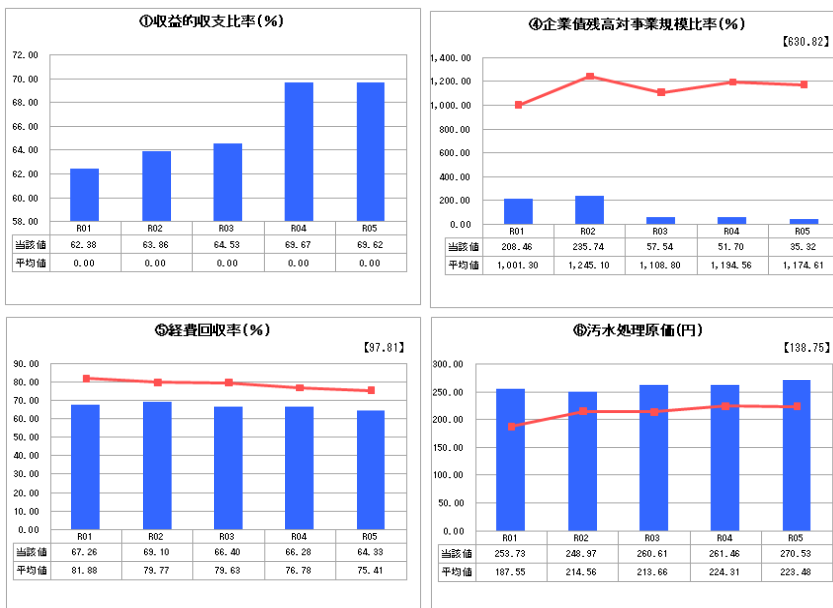
\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 〈図2〉 経営比較分析表を活用した現状分析(令和5年度決算比較分析表)

〈公共下水道事業〉

1. 経営の健全性・効率性



グラフ凡例  
 ■ 当該団体値 (当該値)  
 — 類似団体平均値 (平均値)  
 【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

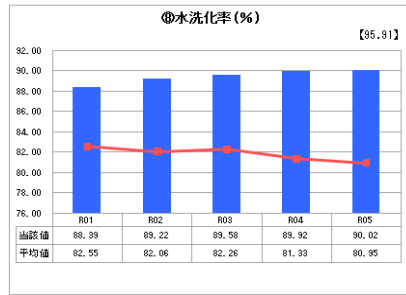
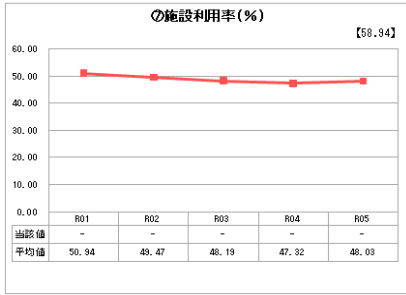
収益的収支比率が100%を大幅に下回っていることや類似団体と比較して経費回収率が低く、汚水処理原価が高い等、効率の悪い経営状況となっています。

その要因としては、処理区域内人口一人当たりの投資額が多いことや合併時に使用料を一番低い町の料金設定で統一したこと等が考えられます。

改善策として、急激な住民負担とならないよう段階的な使用料の値上げを計画的に行うこととし、平成29年度と令和5年度に実施しました。

令和5年度は平均改定率13.10%の改定を行いました。改定の目的としては、下水道使用料と流域下水道維持管理負担金との差額(使用料の不足額)の改善とし、経営健全化の手段の一つとしています。

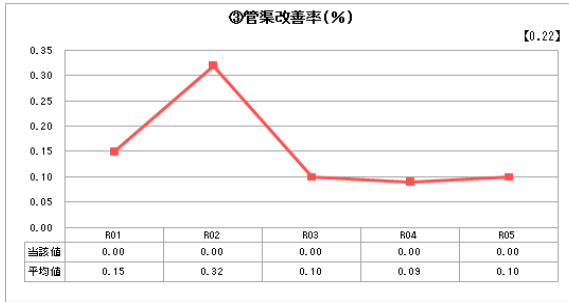
令和5年度は前年度と比較し、収入で他会計繰入金が減額(※分流式下水道等に要する経費の減)されたり、公営企業会計への移行にもなる打ち切り決算による使用料収入の一部が過年度未収金扱いとなったりと、総収益が下がった理由も踏まえる必要があるものの、近年の人口減少の影響による使用料収入の頭打ち傾向と、使用料改定による使用料収入の伸びとの相殺にも注視しながら、



適正な使用料を目指していくことで「経営の健全化」の向上に努めていきます。  
また引き続き、未接続世帯に対する下水道接続の啓発の取組は実施し、「経営の効率化」に努めていきます。

※令和5年度決算時点では公営企業法非適用のため、②累積欠損金比率及び③流動比率は該当数値なし

## 2. 老朽化の状況



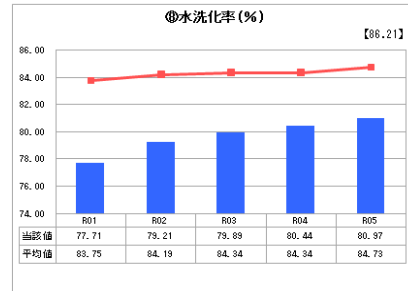
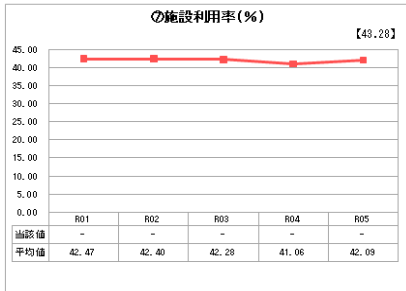
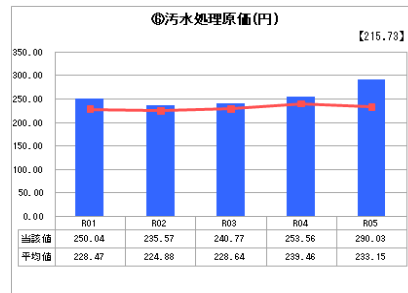
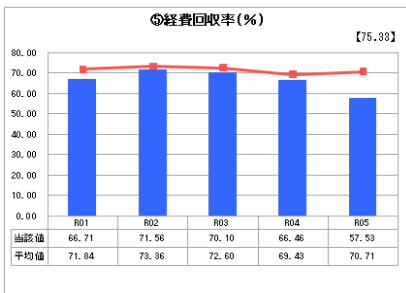
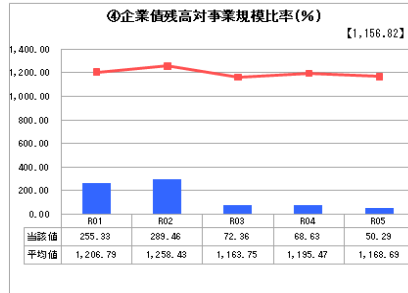
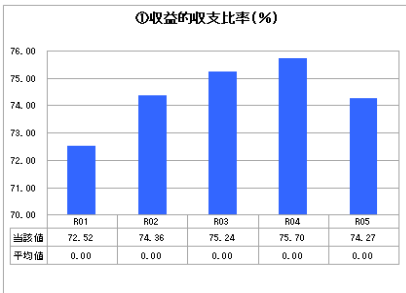
## 2. 老朽化の状況について

事業開始当初の管渠施工工事から、40年以上を経過している現状では、緊急的な修繕等に対応していかなければならない可能性を考慮し、管渠の老朽化状況について十分な注意を継続的にはらっていく必要があり、その指針となる下水道ストックマネジメントを推進し、施設管理の最適化に努めます。

※令和5年度決算時点では公営企業法非適用のため、①有形固定資産減価償却率及び②老朽化率は該当数値なし

## 〈特定環境保全公共下水道事業〉

### 1. 経営の健全性・効率性



### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が100%を大幅に下回っていることや類似団体と比較して経費回収率が低く、汚水処理原価が高い等、効率の悪い経営状況となっております。

その要因としては、処理区域内人口一人当たりの投資額が多いことや合併時に使用料を一番低い町の料金設定で統一したこと等が考えられます。

改善策として、急激な住民負担とならないよう段階的な使用料の値上げを計画的に行うこととし、平成29年度と令和5年度に実施しました。

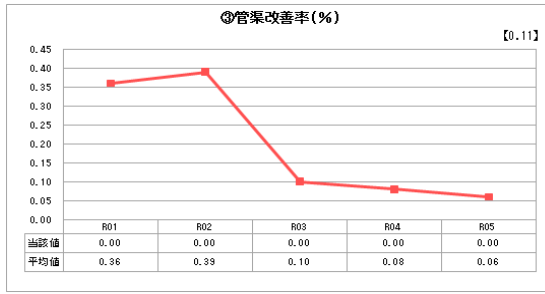
令和5年度は平均改定率13.10%の改定を行いました。改定の目途としては、下水道使用料と流域下水道維持管理負担金との差額(使用料の不足額)の改善とし、経営健全化の手段の一つとしています。

令和5年度は前年度と比較し、収入で他会計繰入金が減額(※分流式下水道等に要する経費の減)されたり、公営企業会計への移行にともなう打ち切り決算による使用料収入の一部が過年度未収金扱いとなったりと、総収益が下がった理由も踏まえる必要があるものの、近年の人口減少の影響による使用料収入の頭打ち傾向と、使用料改定による使用料収入の伸びとの相殺にも注視しながら、適正な使用料を目指していくことで「経営の健全化」の向上に努めていきます。

また引き続き、未接続世帯に対する下水道接続の啓発の取組は実施し、「経営の効率化」に努めていきます。

※令和5年度決算時点では公営企業法非適用のため、②累積欠損金比率及び③流動比率は該当数値なし

2. 老朽化の状況



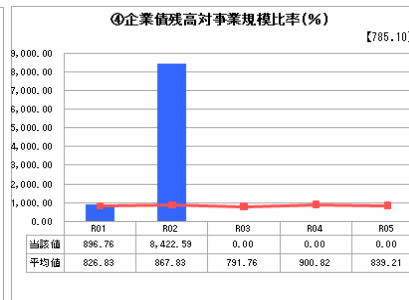
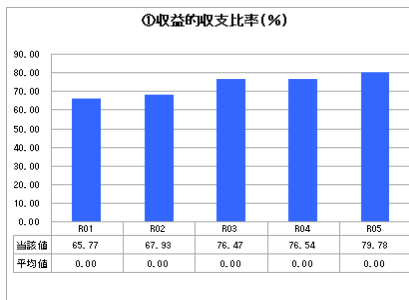
※令和5年度決算時点では公営企業法非適用のため、①有形固定資産減価償却率及び②老朽化率は該当数値なし

2. 老朽化の状況について

事業開始当初の管渠施工工事から、40年以上を経過している現状では、緊急的な修繕等に対応していかなければならない可能性を考慮し、管渠の老朽化状況について十分な注意を継続的にはらっていく必要があり、その指針となる下水道ストックマネジメントを推進し、施設管理の最適化に努めます。

〈農業集落排水事業〉

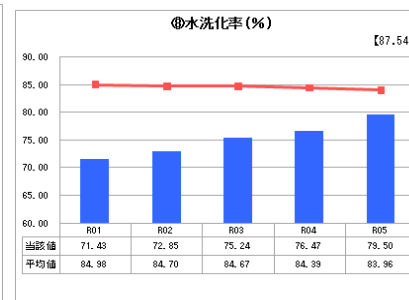
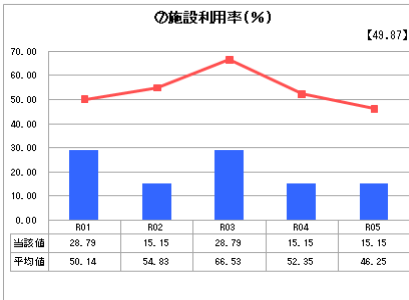
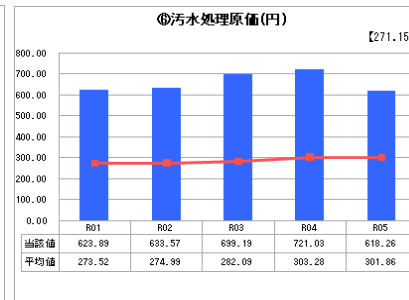
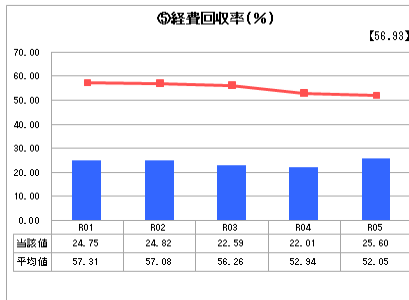
1. 経営の健全性・効率性



分析欄

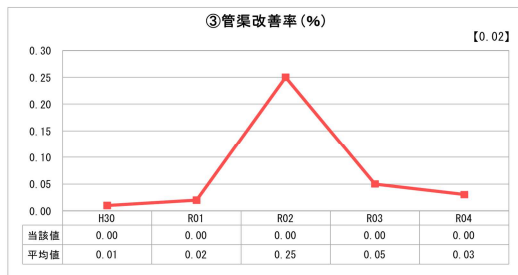
1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が100%を大幅に下回っていることや類似団体と比較して経費回収率が低く、汚水処理原価が高い等、効率の悪い経営状況となっています。  
 その要因としては、町の施策として下水道区域と同等の使用料としていることが大きく影響していることや処理区域内人口一人あたりの投資額が多いことなどが挙げられます。  
 改善策として、急激な住民負担とならないよう段階的な使用料の値上げを計画的に行うこととし、平成29年度と令和5年度に実施しました。  
 令和5年度は町の施策として、下水道使用料と同等の平均改定率13.10%の改定を行い、下水道区域と同等に「経営の健全化」の向上に努めます。  
 また、引き続き、未接続世帯に対する排水処理施設接続の啓発の取組は実施し、「経営の効率化」に努めていきます。



※令和5年度決算時点では公営企業法非適用のため、②累積欠損金比率及び③流動比率は該当数値なし

2. 老朽化の状況



※令和5年度決算時点では公営企業法非適用のため、①有形固定資産減価償却率及び②老朽化率は該当数値なし

2. 老朽化の状況について

農業集落排水事業の施設については、下水道事業に比べて設置年度が新しく、現時点においては、改良等の必要性は低い状況ですが、現状の把握と健全な将来像を見据え、下水道ストックマネジメントに基づく形で、施設管理の最適解に努めていきます。

## 全体総括

上記の分析を踏まえ、以下のとおり取り組みます。

- 適正な下水道使用料の設定
- ・下水道使用料、排水処理施設使用料の段階的、計画的な見直しの実施
- 水洗化人口の増加
- ・未接続世帯等を対象とした、排水処理施設接続促進の広報、啓発の実施
- 排水処理施設の維持管理
- ・下水道ストックマネジメント計画の策定と、計画の推進による施設管理の最適化

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

#### (1) 行政区域内人口等の推計

令和7年度以降の将来の行政区域内人口については、令和2年度～令和6年度の行政人口から平均人口減少率を算出し、前年人口に乗じて推計しました。行政区域内人口の他、接続可能人口、接続完了人口についても、同様にそれぞれの人口減少率を算出し、前年人口に乗じて推計しました。

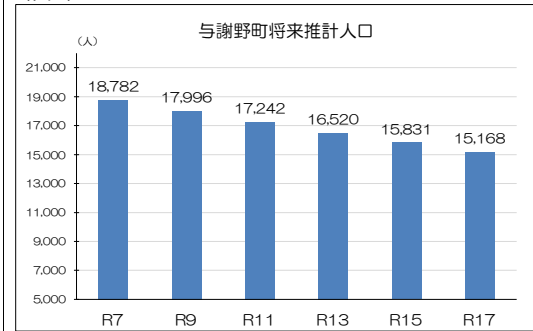
#### (2) 人口予測

将来推計人口の予測から、図3のとおり、毎年約400～300人の範囲で人口が減少していくことが予測されています。また、令和17年度には、与謝野町の人口が現在の2割程度減少すると予測されます。

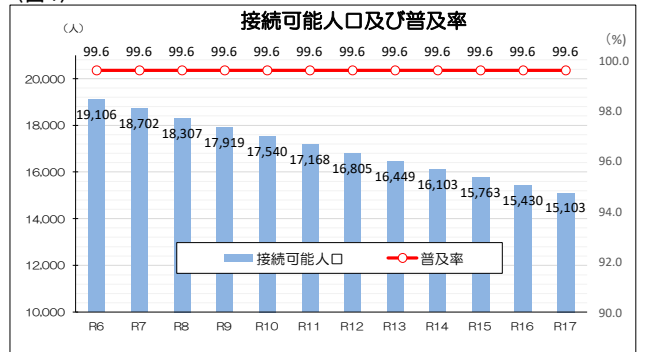
接続可能人口については、令和6年度までの実績を元に、令和17年度までの人口減少率をもとに予測を行った結果、図4のとおり、人口と同様に減少する予測となりました。

また、水洗化にかかる普及率は令和6年度において、普及率99.6%となっておりますが、すでに事業化予定地域の面整備が終了しているため、令和17年度においても現状維持のまま99.6%と予測しています。

〈図3〉



〈図4〉



### (2) 有収水量の予測

#### (1) 接続可能人口・予測

接続可能人口については、図5のとおり、令和2年度～令和6年度の人口実績から平均人口減少率を算出し、前年人口に乗じて推計し予測を行いました。接続完了人口は、R30年度に公共下水道の接続率を100%を想定、浄化槽は人口減少率を同様に推計を予測し人口予測を行った。

また、水洗化率は、各年度の接続完了人口から接続可能人口を除いて算出しました。

有収水量については、令和2年度～令和6年度の公共下水道、特定環境公共下水道、農業集落排水の有収水量の平均から一人当たりの有収水量を算出。上記各年度の水洗化人口の予測から、有収水量の平均を公共128.03㎡/人、特環110.23㎡/人、農集86.58㎡/人として、将来の水洗化人口を乗じて推計を行いました。

#### (2) 水洗化率

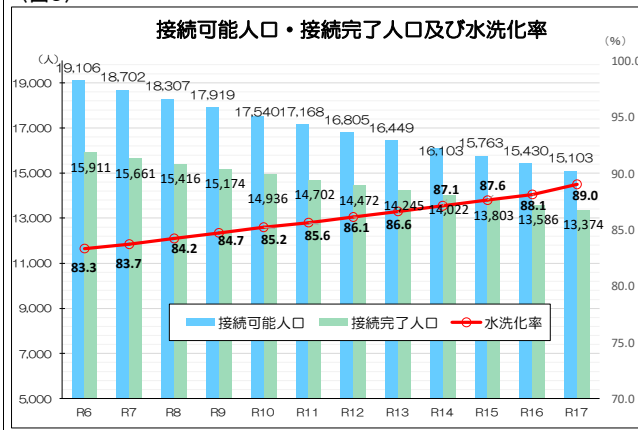
与謝野町における令和6年度の水洗化率は83.3%であり、人口減少により接続可能人口も減少することから、今後、さらに水洗化率を上げると予測されます。令和12年度に86.8%、令和17年度には89.0%の水洗化率を見込んでおります。

将来的に水洗化率を100%を目指して広報等実施していきます。

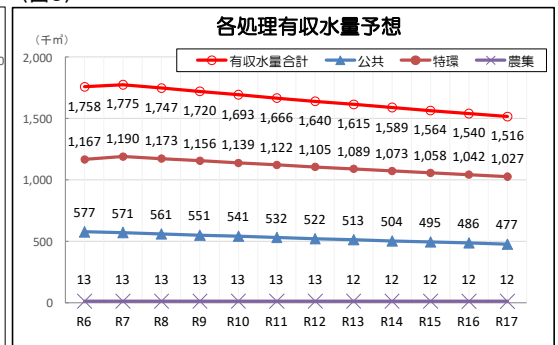
#### (3) 有収水量の予測

年々、水洗化率は向上していますが、有収水量は令和2年度がピークで、約1,880千㎡となっており、令和6年度以降も人口減少に伴う接続完了人口の減少により、有収水量は図6のとおり、年々減少していくと予測しています。令和17年度にはピーク時から約343千㎡も有収水量が減少する見込みであり、それに伴い下水道使用料も減少するため、接続戸数の増加に向けた取組を進めるとともに、施設の維持管理を継続的に実施できるよう経費回収率から下水道使用料の適正額を算出し、下水道使用料の改定を検討する必要があります。

〈図5〉



〈図6〉



### (3) 使用料収入の見通し

与謝野町では令和2年度に下水道使用料を流域下水道維持管理負担金の水準(約29%値上げ)とすることが適正な水準であるとの答申を上下水道審議会から受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、段階的に改定を行うこととし、令和5年6月1日から13.1%の値上げを行っています。

その後、令和6年度の上下水道審議会では、水道料金は、基本料金と基本水量を見直した料金に改めることが適当であるとされましたが、下水道使用料の改定は、令和5年度に値上げ改定をしたばかりであること、令和6年度から公営企業会計に移行したため、決算を経て詳細な経営分析が可能となることから、今回は見送るとの答申となりました。

今後、人口減少等により、下水道使用料収入は減少し、物価高に伴う下水の処理費用が年々高騰している中で、下水道使用料と汚水処理費との差が広がり、経費回収率が年々下がっていくことが予想されます。

そのような状況の中、下水道事業は一般会計からの補助金等に大きく依存しているため、経営改善を図る必要があります。

経営改善のため、経費回収率の改善に着目した使用料改定を検討し、人口予測や需要予測を踏まえた将来予測として約30年の長期計画のもとに、段階的に料金改定を行うことで、経費回収率100%以上を継続的に維持できる経営を目指します。

使用料改定案の策定にあたって、改定年度の3～5年先を基準年とし、基準年における使用料収入の減少や処理費の高騰を見込んだ経費回収率の目標値を設定し、基準年における経費回収率の目標値から、各年度の下水道使用料及び経費回収率の試算を行います。

料金改定案は、複数のケースを想定し、それぞれのケースを上下水道審議会での審議を通じて慎重に検討した上で、答申を得て下水道使用料の改定をおこないます。

本経営戦略における料金改定案については、「収益的収支で損失がない料金回収率とするケース」と「経営戦略最終年度に料金回収率を100%とするケース」を設定し、また経営戦略に基づく取組の進捗と成果を3～5年ごとに評価することとしていることから、料金改定の間隔を3年又は5年毎とする【ケース1】～【ケース4】の4つのケースでそれぞれの検討を行いました。

#### 【ケース1】※収益的収支で損失なし・5年おきに料金改定

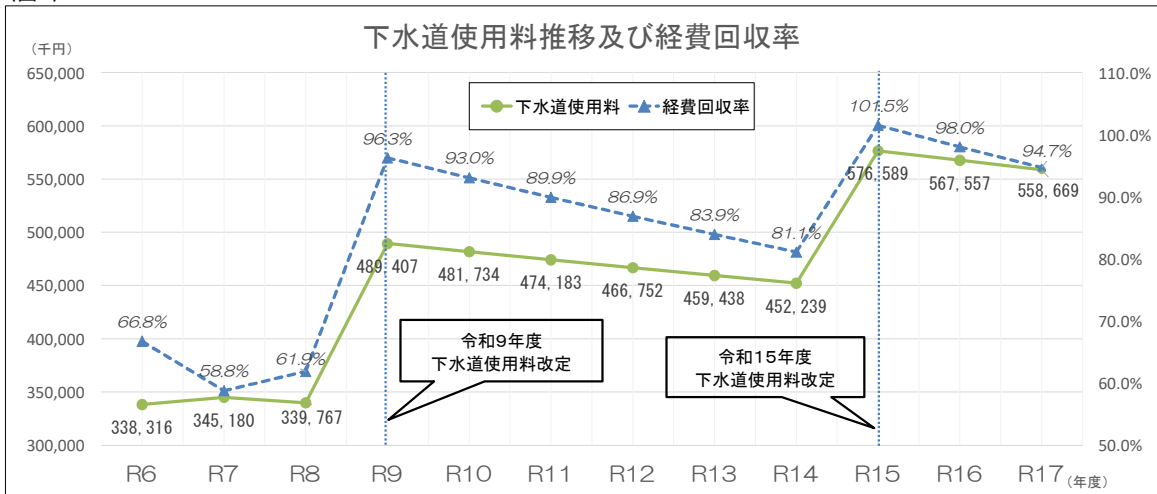
ケース1では、図7のとおり、収益的収支(3条収支)の損失がないよう経費回収率を定め、料金改正を5年おきに行う試算としました。

具体的には、令和9年度の料金改定では、基準年を令和14年度とし、経費回収率を81.1%に設定、令和15年度改定では、令和20年度を基準年とし、経費回収率85.3%を目指す試算としました。

また、経営戦略最終年度の令和17年度では、経費回収率が94.3%の見込みで計画しております。

令和15年度の下水道使用料改定時では経費回収率が100%を越えますが、以降、次の料金改定年度までは下降することとなります。長期計画では3条収支の損失がない範囲で、料金回収率100%以上を目指すこととしています。

〈図7〉



#### 【ケース2】※収益的収支で損失なし・3年おきに料金改定

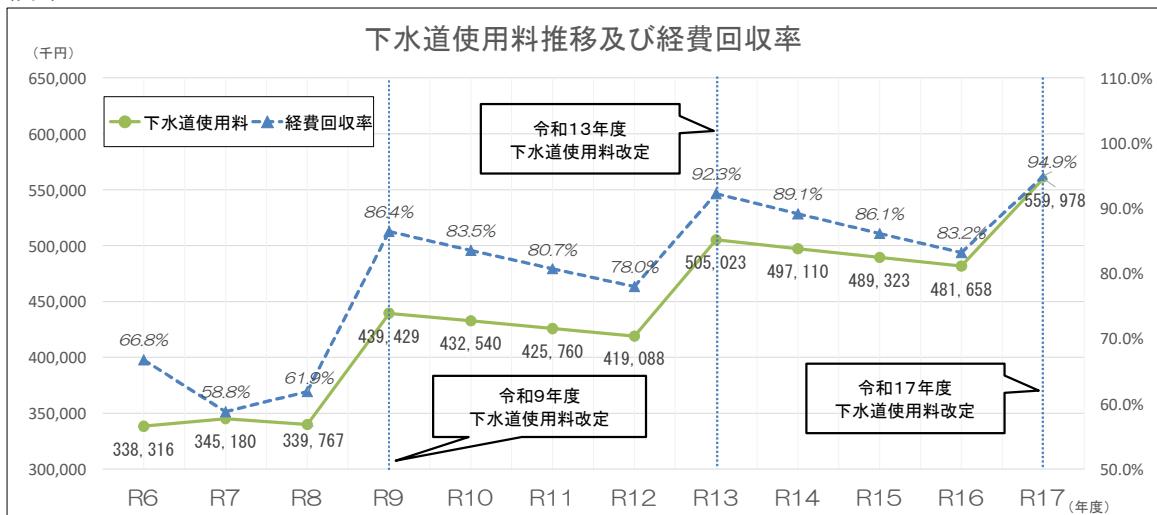
ケース2では、ケース1と同様に図8のとおり、収益的収支(3条収支)の損失がないよう経費回収率を定め、料金改定を3年おきに行う試算としました。

具体的には、令和9年度の料金改定では、基準年を令和12年度とし、経費回収率78.0%に設定、令和13年度改定では、基準年を令和16年度とし、経費回収率83.2%に設定、経営戦略最終年度の令和17年度では、基準年を令和20年度とし、経費回収率85.5%を目指す試算としました。

経営戦略最終年度の令和17年度では、経費回収率が94.9%の見込みで計画しました。

3年おきの改定では料金改定の期間が短いため、基準となる収益的収支に係る汚水処理費も改正年度から近いことから、現状に即した料金改定になることが考えられます。しかし、経費回収率100%を超えるためには時間がかかること、短い期間で料金改定を行うこととなるため、短時間で料金改定を周知しなければならないなどの課題があります。短時間で料金改定により十分な効果の検証や意見などが得られなかった場合、令和13年度の改定を据置き、令和17年度に使用料改定するなどを想定する必要があります。

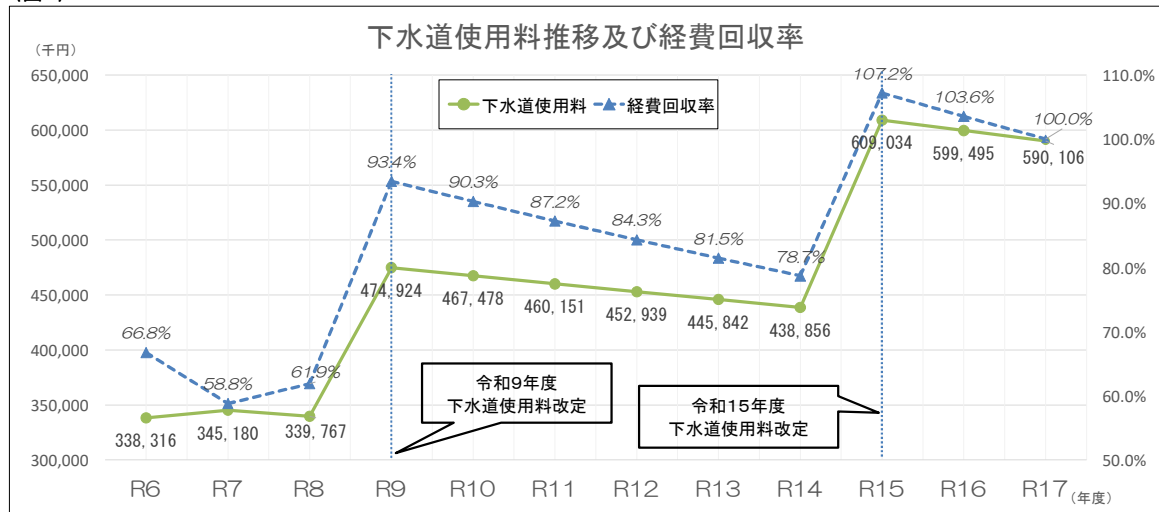
〈図8〉



【ケース3】※経営戦略最終年度で経費回収率100%・5年おきに料金改定

ケース3では、図9のとおり、料金改定を5年ごととし、経営戦略最終年度の令和17年度に経費回収率100%となる試算としました。具体的には、令和9年度の料金改定では、基準年を令和14年度とし、経費回収率78.7%に設定、令和15年度改定では、令和20年度を基準年とし、経費回収率90.4%を目指し、計画最終年度の令和17年度で100%とする試算としました。経営戦略最終年度の令和17年度では、経費回収率が100%となりますが、経費回収率が減少傾向にあるため、以降の料金改定では、経費回収率が100%以上となるよう将来予測を行います。令和9年度の下水道使用料改定は、令和15年度の間接料金改定率を想定しました。そのため令和14年度は純利益がマイナスとなります。

〈図9〉



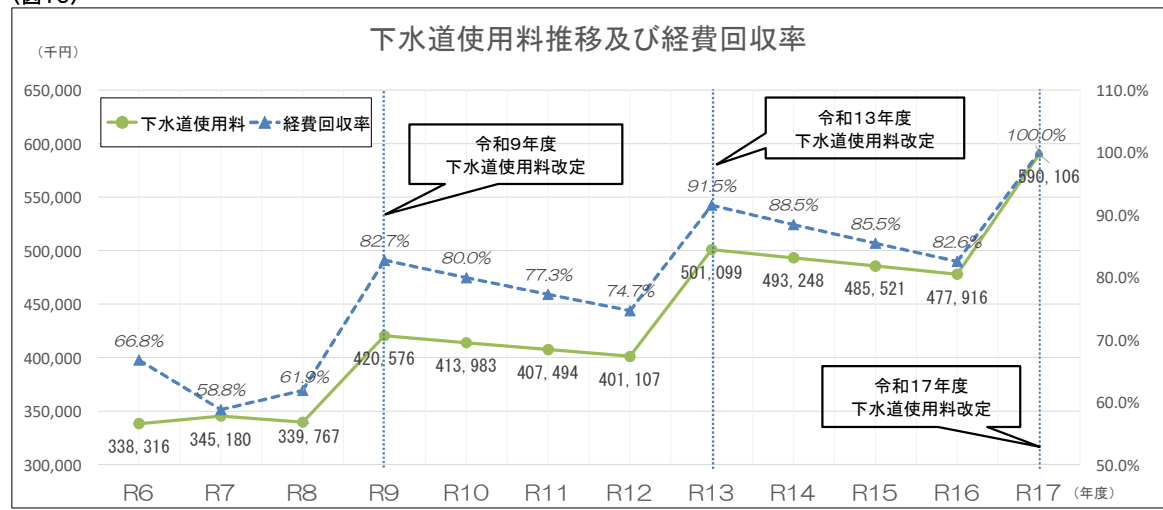
【ケース4】※経営戦略最終年度で経費回収率100%・3年おきに料金改定

ケース4では、ケース3と同様に図10のとおり、経営戦略最終年度の令和17年度に経費回収率を100%を目指す想定とした上で、3年後ごとに料金改定を行う試算としました。

段階的な料金改定のため、令和9年度の料金改定では、基準年を令和12年度とし、経費回収率74.7%に設定、令和13年度改定では、基準年を令和16年度とし、経費回収率82.6%に設定。そして、経営戦略最終年度の令和17年度では、基準年を令和20年度とし、経費回収率90.4%に設定し、最終年度の令和17年度に経費回収率100%を目指す試算としました。

ケース4ではケース3と同様に中間料金改定率から段階的に料金改定を行い、経費回収率が上昇していく結果としました。ただし、ケース2と同様に、短期間で料金改定により十分な効果の検証や意見などが得られなかった場合、令和13年度の改定を据え置き、令和14年度以降に延期することなどを想定する必要があります。また、ケース4と同様に下水道使用料改定の前年度は純利益がマイナスとなる結果となりました。

〈図10〉



(4) 施設の見通し

処理場については、宮津流域下水道へ接続しているため、町の管理する処理場はありません。管渠整備は、令和5年度に下水道計画地域のうち事業化予定区域の整備は終了しており、令和5年度末の管渠の総延長は約186.63kmとなっています。今後は、新設要望による公共柵の設置などを進めるとともに、水洗化率の向上に取り組みます。また、管渠及びマンホールポンプの老朽化対応については、昭和61年度布設の管渠が、令和18年度に耐用年数を超過するため、今後の点検調査等の維持管理費及び修繕費用等が増大することが見込まれ、計画的な改修が必要となるため、ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき改築・更新の実施を予定しています。計画では、来るべき下水道施設の改築更新に備えるとともに、下水道施設の現状を把握するため点検調査を実施し、持続的・効率的なインフラメンテナンスの実現を目指します。

(5) 組織の見通し

組織の体制については、当面の間、現状の体制を基本として運営する見通しとしていますが、今後、宮津流域下水道を運営している京都府や宮津市と連携して、WPPPの導入可能性調査などに取り組むこととしています。※WPPPとは、公共と民間がパートナーシップを組んで協力する、水分野の公共施設を対象とした新しい事業体系(官民連携方式)です。

### 3. 経営の基本方針

<p><b>【基本理念】</b>          快適で安全な住環境を提供するため、施設の計画的な更新と適切な維持管理による持続可能な事業運営を推進します。</p> <p><b>【基本方針】</b>          基本理念をもとに、与謝野町の下水道が目指す方向として、次の基本方針を掲げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 良好な生活環境づくり              公衆衛生の向上など下水道が果たすべき機能を持続させるとともに、接続率の向上を目指します。              水循環社会の形成に努め、誰もが衛生的で快適に暮らせる環境づくりを推進します。</li> <li>○ 安定した下水道経営              快適な町民の生活を支える下水道サービスを将来にわたって提供していくため、定期的に使用料水準の検証を行い持続可能な経営基盤の確立を目指します。</li> <li>○ 効率的な事業執行              上下水道事業として、一体となった効率的な事業執行を推進します。              宮津湾流域下水道を構成する京都府、宮津市との広域連携やWPPPなどの官民連携により持続可能な事業展開を目指します。</li> </ul>
---

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>目標</p>	<p>ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき、投資の平準化を考慮した施設・設備の更新・耐震化を実施し、将来にわたって下水道サービスが提供できるよう、災害に強く、持続可能な下水道施設の維持を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 可能な限り老朽化資産を増やさないように、効率的・効果的な投資計画を策定します。</li> <li>○ 管路施設及びマンホールポンプなど機械設備については、日常点検、定期点検などの調査結果に基づいた計画的な修繕や更新を行います。</li> <li>○ 最新技術について、情報収集・分析をすすめ、低コスト化・経営の効率化につながる技術については積極的に導入を検討します。</li> <li>○ 広域化・共同化について、京都府を中心として近隣事業者と検討を進めるほか、「管理・更新一体マネジメント方式」(WPPP)による官民連携について検討します。</li> </ul> <p><b>【目標指標】</b>          下水道普及率: 令和6年度実績99.6%⇒令和11年度目標99.6%⇒令和16年度目標99.6%</p>
-----------	--

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>目標</p>	<p>①財源の目標に関する事項          有収水量の減少など事業環境は厳しい状況にあるため、国・府の補助金など有利な財源を確保するとともに、一般会計の負担をいただいた上で、受益者負担の公平性に配慮した使用料の適正化を図ります。</p> <p>②使用料収入の見直しに関する事項          令和5年度に使用料改定を行いました。経費回収率は60%台と低い状況で、引き続き定期的な検証と使用料の改定が必要な状況です。令和7年度の水道料金の改定と併せて下水道使用料も審議会で議論されましたが、審議の結果、下水道使用料は改定から間がないことや、地方公営企業法を適用したばかりであるため、公営企業会計の決算を受けて、詳細な経営分析を実施し、実態把握につとめ、改めて審査することとされました。下水道使用料の改定は、上下水道審議会に諮問し、同審議会から答申を経た上で進めます。</p> <p>・現状や将来予測          現在の下水道事業の収支状況を詳細に調査し、将来見直しを作成します。また、一般会計からの支援についても総務省基準や地方財政措置などを詳細に分析し、現状の制度に基づいた具体的な数字やデータを用いて、一般会計の将来の負担について見直しを示します。</p> <p>・住民説明等の対応          下水道事業の現状や見直しについて、地域全体へ情報発信などを行い、料金改定や経営方針などに対する住民の理解を広げます。</p> <p>③企業債及び一般会計の負担に関する事項          企業債については、世代間の公平を期するために財政見直しに基づいて活用します。          一般会計の負担については、総務省基準に基づく経費など、一定の基準に基づき適切に負担をいただけるよう町財政当局と協議を行います。</p> <p><b>【目標指標】</b>          水洗化率: 令和6年度実績83.2%⇒令和12年度目標86.1%⇒令和17年度目標89.0%          経費回収率: 令和6年度実績66.8%⇒令和12年度目標86.9%⇒令和17年度目標94.7%</p>
-----------	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)          宮津湾流域下水道事業を中心として、京都府、宮津市、与謝野町でWPPP3. 5の実施に向けて、官民連携・広域連携に取り組む</p> <p>○職員給与費に関する事項          職員数を一定数を確保しながら、WPPP3. 5の実施を目指す。WPPP3. 5実施後は、災害時対応や技術継承に留意して人員の確保に努めます。</p> <p>○修繕費に関する事項          施設の長寿命化を図るとともに、予防保全の考え方にに基づき計画的に機器更新を行います。</p>
---

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

広域化・共同化・最適化に関する事項	宮津湾流域下水道事業の構成団体である京都府・宮津市と共同で、WPPP3.5の実施に向けた協議を進めることとしている
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、今後の投資の平準化を図るとともに、適切な点検による機能確保に務める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	宮津湾流域下水道事業の構成団体である京都府・宮津市と共同で、WPPP3.5の実施に向けた協議を進めることとしている
その他の取組	該当事項なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	令和5年度に改正を行っており、令和6年度の上水道審議会からの答申では下水道使用料は据え置きとなっている。 下水道使用料の見直しについては、令和8年度に上下水道審議会に諮問し、使用料の見直しに向けた検討を行います。 その後は、3～5年ごとに下水道使用料等について検証を行い、定期的に下水道使用料の適正化を図ります。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間の活用に関しては、宮津湾流域下水道の枠組みでの民間委託等を検討し、効果等について調査研究を行う。
職員給与費に関する事項	緊急時の対応を踏まえて削減は難しい。技術力の低下を防ぐため、計画的な技術継承を行う。
動力費に関する事項	省エネルギー対策、再生可能エネルギー活用等の取り組みについて、検討を行う。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定し、効果的かつ効率的に下水道施設の修繕を実施していく。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

**④ 経費回収率向上に向けたロードマップ:別紙**

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和6年度に地方公営企業法の適用を行っているため、令和6年度実績を基に令和7年度から財政計画の各項目を推計し、その推移状況を参考に、経営戦略を改訂した。 経営戦略の計画期間は令和8年度から令和17年度の10年間ですが、その推進にあたり毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3年から5年に一度見直し(ローリング)を行う必要があるとされています。 今後の経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。 また、3～5年に一度経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を住民及び利用者へ公表します。
---------------------	--

～持続可能な下水道で、未来のあたりまえを守る～

策定：平成30年12月

改定：令和8年3月

住所〒629-2492 京都府与謝郡与謝野町字四辻 65 番地

TEL (0772) 43-9031 FAX (0772) 43-0171

編集・発行与謝野町上下水道課